

## 蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金管理規程

(趣旨)

### 第1条

「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱」に従い、大日本蚕糸会に交付された国庫補助金により造成された「蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金」(以下「提携支援基金」という。)を厳正に管理するため、本規程を定める。

(区分)

### 第2条

提携支援基金は、特別会計として、区分して経理処理する。

(管理)

### 第3条

提携支援基金は、他資産と区別し、金融機関への預金その他安全な方法で管理運営を行う。

(取り崩し)

### 第4条

提携支援基金は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業の実施のためのみに取り崩すこととし、これ以外の目的で取り崩すことはできない。

(その他)

### 第5条

この規程の施行に関し、必要な事項は会頭が定める。

(附則)

- 1 本規程は、平成20年2月29日から施行する。
- 2 「会計処理規程(昭和61年4月15日施行)」第4条第3項中「蚕糸絹文化活性化事業」とあるのを「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業」と改める。